

Tobu通信

鳥取県教育委員会事務局
東部教育局
〒680-0846
鳥取市扇町21番地
東教発 H29. 3. 1 No.142
<http://www.pref.tottori.lg.jp/t-kyoiku/>

自らの志(かくありたしの像)を語ることでできる生徒の育成をめざして

鳥取市立鹿野中学校



鹿野中学校では、めざす生徒像を「自らの志(かくありたしの像)を語ることでできる生徒」と定め、道徳教育を学校教育推進の核として取り組んでいます。めざす生徒像の実現のために、教員が本気になって取り組む道徳授業が開かれています。



校内掲示の一部

全教員で実践する道徳授業

◆全教員が全校生徒の担任という意識のもと、道徳授業は担任以外も含め全員が行う

週1回の授業検討会

◆火曜日に授業検討会→金曜日に実践
★経験年数に関係なく、全ての教員が自信を持って授業に向かえる

人物に焦点を当てた道徳授業

◆教員による人物教材作成
(担任：年2回程度、担任外：年1回程度)
◆事前の模擬授業を経て実践

教員の道徳授業に対する意識の高まり



「人間としての生き方についての考えを深める」道徳の時間



自らの志(かくありたしの像)を語ることでできる生徒



かくありたしの像を発表する
「表驚の巣立ち式」

学校教育推進の核を道徳教育と定め、全教職員がその充実に向けて取り組むことで、教職員自身が生き方について深く考えるようになっていきます。このような教職員の姿から、子どもたちも人間としての生き方について深く考えるようになるのではないのでしょうか。「教育は感化なり」という言葉が思い出されます。

人と人との出会い

局長 森本 直子

先月、鳥取県は思いがけない量の積雪があり、生活への影響は大きいものでした。除雪や子どもたちの登下校の安全確保に全力であたっていたいただいたこと、心から感謝申し上げます。積もっていた雪も解け、厳しい山陰の冬を越えて、ようやく春が近づいたと感じます。

さて、この一年、みなさまには、勤務校や他の場所で、どのような出会いがあったでしょうか。

例えば、本物の教育実践をしている人との出会いがあり、それによって心の迷いがふっ切れたり、自分をより高める機会となったり、新たな歩みを始めたいと思ったり・・・。

教諭の頃、出会ったK先生。発問ひとつで、子どもの表情が変わりました。子どもが真剣に考え、「わかった。」と目を輝かせ、身を乗り出すようにして発言する授業。このような子どもたちとの真剣勝負をいつも追求される姿に感動しました。また、私たち後輩には、教材研究のこと、授業づくりのことを熱く語り、育ててくださいました。あこがれのK先生の授業、その姿をめざして、自分なりに試行錯誤を積み重ねたことが思い出されます。

人との出会いを、自分の教員人生に生かしたり、生き方の指標としたりすることは、教育のプロフェッショナルとして、また、人間として成長していくことにもつながります。

翻って考えてみると、子どもたちにとっては、先生方お一人お一人との出会いが、学び方や生き方の道標となっています。「よき教師のところによき教育がある」といいます。子どもたちにとって、先生方との出会いは、学ぶ楽しさを感じさせるものであったに違いありません。人と人との出会い、めぐりあわせとは、本当にふしぎで尊いものです。

木々が芽吹く3月、この一年の出会いに感謝して、来年度へ向かって夢をふくらませてください。

生徒指導コーナー

いじめへの対応の第一歩

近年、いじめが重大事態に至る事案が全国で相次いでいます。どの学校においても、日々未然防止や早期発見、早期対応に努めていると思いますが、「いじめ認知の実態」が示すように、学校や地域によって問題への向き合い方に大きな差があるのが実態です。そこで、いじめへの対応の第一歩である「いじめの認知」について、あらためて確認したいと思います。

いじめ認知の実態

☆いじめの認知件数に係る都道府県格差 約26倍

ちなみに鳥取県は・・・

- ・1000人あたりのいじめの認知件数8.7人【16.4人】
 - ・いじめの認知件数が0件の学校 全体の約35%【38%】
- ※【 】は全国平均値。

「H27年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

子どもや保護者の視点で捉えると・・・

同じ出来事でも通う学校や先生によって対応が違うってこと？
0件って本当なの？ちゃんと対応してもらえてるのか心配・・・



ぼくにとっては嫌なことなのに・・・



今求められている「いじめの認知」

かつてのいじめの定義

- 「自分よりも弱い者に対して一方的に」
- 「身体的・心理的な攻撃を継続的に」
- 「深刻な苦痛を感じている」



より広範囲で捉える！

現在のいじめの定義【いじめ防止対策推進法第2条】

この法律において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

この中に含まれている要素は・・・

- ①行為をした者も対象となった者も児童生徒である
- ②一定の人間関係が存在する
- ③心理的又は物理的な影響を与える行為である
- ④対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じている

現在の「いじめ」の捉え

いじめの芽

いじめの兆候

かつてのいじめ



「短期間で解決したもの」や「意図せず好意から相手を傷つけてしまったもの」も含まれます。



いじめ認知のQ&A



Q1 認知件数が少なく、何が問題なのですか？いじめがない、少ないというのは、良いことではないのですか？

A1 いじめはないにこしたことはありません。それが理想です。しかし、上記の定義に当てはめると、いじめは集団生活上どうしても発生するものと捉えられます。ですから、どの学校や学級にも「起こりえる」という前提で対応することが必要です。「認知件数0=いじめがない」ではなく、いじめを見逃してしまっているかもしれないという視点で、日々の指導を振り返ってみることが大切です。

Q2 どの学校や学級でも起こりえるものであることはわかりました。でも、そんな些細なことまでいじめとして捉える必要があるのですか？

A2 過去に起こった重大事態をみても、そこに至るまでの出来事一つ一つは些細なことであり、その積み重ねが重大事態を引き起こしています。ですから、些細と思える出来事に対しても早期に対応することが必要なのです。かつての定義のまま対応しては、大きな誤りを生む可能性があります。

Q3 些細なことに対しても、その都度きちんと指導しています。認知は関係ないのではありませんか？

A3 いじめとして認知するということは、「いじめ防止基本方針」に則った対応をするということです。つまり、個での対応ではなく、組織での対応になるということです。認知することの意味は、ここにあります。組織で情報を共有し、対応することが、判断の誤りや対応の遅れを防ぐことにつながります。

シリーズ

「特別の教科 道徳」に向けて

評価編

第3回目の今回は、「学習指導要領解説」と文部科学省から出された報告等から、「道徳科の評価」について見ていきたいと思います。

まずは

「学習指導要領解説」のここに注目

第5章 道徳科の評価

第1節 道徳科における評価の意義

（「第3章特別の教科道徳」の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の4）

生徒（児童）の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすよう努める必要がある。ただし、数値などによる評価は行わないものとする。

上記内容を基に、以下の文部科学省から出された報告等を確認することが大切です。

**道徳科における評価の基本的な考え方**

- 児童生徒の側から見れば、自らの成長を実感し、意欲の向上につなげていくものであり、**教師の側からみれば、教師が目標や計画、指導方法の改善・充実に取り組むための資料。**
- 道徳科の特質を踏まえれば、評価に当たって、
 - ・数値による評価ではなく、**記述式**とすること、
 - ・個々の内容項目ごとではなく、**大きくくりなまとまりを踏まえた評価**とすること、
 - ・他の児童生徒との比較による評価ではなく、児童生徒がいかに成長したかを積極的に受け止めて認め、励ます**個人内評価**（※）として行うこと、
 - ・学習活動において児童生徒が**より多面的・多角的な見方へと発展しているか**、道徳的価値の理解を**自分自身との関わりの中で深めているか**といった点を重視すること、
 - ・道徳科の学習活動における児童生徒の**具体的な取組状況を一定のまとまりの中で見取る**ことが求められる。

※個人内評価・・・児童生徒のよい点を褒めたり、さらなる改善が望まれる点を指摘したりするなど、児童生徒の発達段階に応じ励ましていく評価

道徳科の評価の方向性

- 指導要録においては当面、一人一人の児童生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子について、発言や会話、作文・感想文やノートなどを通じて、
 - ・他者の考え方や議論に触れ、自律的に思考する中で、一面的な見方から多面的・多角的な見方へと発展しているか
 - （**自分と違う意見を理解しようとしている、複数の道徳的価値の対立する場面を多面的・多角的に考えようとしている等**）
 - ・多面的・多角的な思考の中で、道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているか
 - （**読み物教材の登場人物を自分に置き換えて具体的に理解しようとしている、道徳的価値を実現することの難しさを自分事として捉え考えようとしている等**）
 といった点に注目して見取り、特に顕著と認められる具体的な状況を記述する、といった改善を図ることが妥当。
- 評価に当たっては、**児童生徒が一年間書きためた感想文をファイルしたり、1回1回の授業の中で全ての児童生徒について評価を意識して変容を見取るのは難しいため、年間35時間の授業という長い期間で見取ったりする**などの工夫が必要。

「特別の教科 道徳」の指導方法・評価等について（報告）【概要】

（平成28年7月22日 道徳教育に係る評価等の在り方に関する専門家会議）より一部抜粋

道徳科の評価は、

道徳科の授業で自分のこととして考えている、他人の考えなどをしっかり受け止めている

といった成長の様子を丁寧に見て行う、記述による「励まし、伸ばす」積極的評価を行います。

「道徳」の評価はどうなる??（文部科学省初等中等教育局教育課程課）

「道徳の評価の基本的な考え方に関するQ&A」より一部抜粋